

1 月定例美祢市教育委員会会議

(議 案)

議案第1号

美祢市学校運営協議会規則の一部改正について

美祢市学校運営協議会規則（平成20年美祢市教育委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年1月30日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

美祢市学校運営協議会規則（平成20年美祢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「5に規定する」を「6の規定により、美祢市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する」に改める。

第2条の見出し中「協議会の責務」を「目的」に改め、同条中「に関して」を「及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関として、」に、「の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を構築し、地域を結ぶ開かれた学校づくりのため、学校運営の改善や児童生徒の健全育成」を「又は支援若しくは協力を促進することにより、学校並びに保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校・家庭・地域が連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」」に改める。

第3条を次のように改める。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。2 前項の規定により協議会を設置した学校（以下「対象学校」という。）は、「コミュニティ・スクール」等の名称を、適宜付することができる。

第4条の見出し中「委員」の次に「の任命」を加え、同条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第1号」に、「別記様式第4号」を「別記様式第2号」に改め、同項第3号中「学校関係者」を「対象学校の運営に資する活動を行う者」に改め、同項中第5号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 関係行政機関の職員

第4条第1項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

第4条に次の1項を加える。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

第5条第2項中「前条第3項」の次に「の規定」を加え、同条第3項を削る。

第6条の見出し中「義務」の次に「等」を加え、同条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「行為」を「非行」に改め、同項第3号中「設置校」を「対象学校」に、「きたす」を「来す」に改める。

第7条第1項中「本人から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 前条の規定に反した場合

第7条第1項第3号中「とき」を「場合」に改め、「。」を削り、同条第2項中「校長」の前に「対象学校の」を加え、「すると認められるとき」を「する場合」に改める。

第8条第3項中「、」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

第9条第2項中「過半の委員」を「委員の半数以上」に改め、同条第3項中「議事」の前に「会議の」を加え、「過半数で」を「過半数をもって」に、「のときは会長」を「のときは、議長」に改め、同条第4項中「、」を削る。

第10条の見出し中「基本方針等」を「学校運営に関する基本的な方針」に改め、同条第1項中「設置校」を「対象学校」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「設置校」を「対象学校」に、「において」を「の規定により」に改める。

第11条の見出し中「運営」の次に「等」を加え、同条第1項中「設置校」を「対象学校」に改め、同条第2項中「当該設置校」を「第2条に定める目的を踏まえ、対象学校」に、「関する」を「関して別に定める」に改め、同条に次の1項を加える。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

第12条から第14条までを次のように改める。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

任 命 書	
様	
〇 〇 〇 〇 学校運営協議会委員に任命します	
任期は、 年 月 日までとします	
年 月 日	
美祢市教育委員会 印	

別記様式第3号から別記様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

美祢市立図書館あり方検討委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市立図書館あり方検討委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を
求める。

平成 30 年 1 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 委員の任期 委嘱日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	生年月日	住 所	備考
山根 文江	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	2 号委員（関係団体代表者） （読み聞かせの会代表）
濱上由紀子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	2 号委員（関係団体代表者） 豊田前中学校校長 （中学校図書部長）
濱西 正義	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	2 号委員（関係団体代表者） 城原小学校校長 （小学校図書部長）
野原 妙子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	3 号委員（図書館利用者） （美祢地域）
木村 幸子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	3 号委員（図書館利用者） （美東地域）
豊田 康恵	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	3 号委員（図書館利用者） （秋芳地域）

議案第 3 号

美祢市立小学校の廃止について

下記のとおり美祢市立小学校を廃止したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 30 年 1 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

名 称	位 置	廃止年月日
美祢市立赤郷小学校	美祢市美東町赤 359 番地	平成 31 年 3 月 31 日